

ご加入にあたって、次の説明を必ずお読みください

● 保険金をお支払いする損害

被保険者が日本国内で携行中の持ち物の盗難、紛失または紛失のために生じた損傷または汚損による損害に対して保険金を支払います。

保険の対象が現金である場合は、その現金が収納されていた財布と一緒に損害が生じた場合にのみその損害に対して保険金を支払います。なお、保険金をお支払いする回数は1回を限度とします。

損害が発生したことを知った場合は、次のことを履行してください。正当な理由がなく①②を行わなかった場合は、保険金をお支払いできません。③④を行わなかった場合は、お支払いできる保険金が削減される場合があります。

①損害が発生した地を管轄する警察機関へ届出を行い、その受理番号を記録すること。

②①に加え、盗難されたまたは紛失した保険の対象が乗車券等の場合は、その運輸機関(宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。)または発行者に届出すること。

③盗難されたもしくは紛失した保険の対象の発見、回収に努めること。

④保険の対象について被保険者が第三者に対して有する権利の保全または行使に努めること。

● 携行品の範囲

保険の対象は、保険証券記載の被保険者の携行品に限ります。

携行品とは、被保険者によって居住建物から一時的に持ち出された被保険者の所有の家財をいいます。

● 保険金をお支払いできない主な損害

次の事由によって生じた損害に対しては、保険金のお支払いはできません。

・保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人もしくは使用人の故意または重大な過失

・自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じたむれ、かび、腐敗、変質、変色などその他類似の事由

・運送の遅延

・戦争、内乱その他の変乱

・公権力によると否とも問わず、抑留または押収など

・検疫または公権力による処分

・暴力的かつ騒動的な行動および暴行など

・地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害

・盗難の発生または紛失の発覚後60日以内に警察機関などへの届出を行わなかった損害など

● 携行品に含まれないもの

次に掲げるものは、保険の対象に含まれません。

・船舶(ヨット・モーター・ボートおよび水上バイクならびにポートを含みます。)、航空機、グライダー、自動車(自動三輪車および総排気量が125ccを超える自動二輪車を含みます。)、原動機付自転車(総排気量が125cc以下のものをいいます。)、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品

・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボードおよびこれらの付属品

・超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等パラシュート型超軽量動力機をいいます。)、ジャイロプレーン、リージュ、ボブスレー、パラシュート等スカイダイビング用具、熱気球、飛行船およびこれらの付属品

・車椅子

・ラジオコントロール模型およびこれらの付属品

・義歯、義肢またはコンタクトレンズ、その他これらに類するもの

・動物および植物等の生物

・手形、株券、小切手、商品券、図書券(カード)、プリペイドカード、電子マネー、印紙、切手、その他の有価証券あるいはこれらに類するもの。ただし、乗車券を除きます。

・預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。)、クレジットカード、その他これらに類するもの

・稿本、設計図、図案、証書、帳簿、その他これらに類するもの

● 損害額の決定

保険金を支払うべき損害額は、その損害が生じた時における再調達価額にて保険金を支払います。

盗難されたもしくは紛失した保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その回収物について盗難または紛失の損害は生じなかったものとみなします。ただし、その保険の対象に損傷または汚損があるときは、損害が生じたものとみなします。

● 保険金のご請求について

保険金お支払事由が発生した場合は、チャブ保険までお問い合わせください。その際には以下の提出が必要です。

・保険金請求書

・警察機関へ提出した被害届または遺失物届の受理番号(保険金請求書に記載することとします。)

・損害の額が判る保険の対象の購入時の領収書等

・その他保険会社が必要と判断した書類、証拠など

● 個人情報の取扱いについて

チャブ保険は、保険契約申込書等から得た個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます)の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。なお、詳細については、チャブ保険ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。

(1) 主な利用目的について

1. チャブ保険またはチャブ保険のグループ会社が取扱う損害保険の案内、募集および販売
2. 上記1.に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
3. 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
4. 適正な保険金・給付金の支払
5. 新たな商品・サービス開発、お問い合わせ・依頼等への対応
6. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

(2) 第三者への情報提供について

チャブ保険は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

1. 法令に基づく場合

2. チャブ保険の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合

3. 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合

4. チャブ保険のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

※実際のお支払いの可否は、運送保険普通保険約款[携行品一式補償特約(盗難・紛失のみ補償)]の規定に基づきます。

※保険責任の始期終期は、加入証明書記載の保険始期日より1年間とします。

2020年10月現在の内容で作成しています。

お問い合わせは、
アメリカン・エキスプレス
メンバーシップ保険デスク

〉 0120-020345

通話料無料

9:00~17:00/土日祝休

